議　　題

農務関係部課長会議

議題１　認定農業者等の認定や各補助金における事業実施主体の整理について

（稲沢市提出）

【要旨】本市は隣市が管轄が異なる地方農林水産事務所となる場所に位置しており、対象となる農業者において、居住地とほ場が別の市町となる、かつ、管轄が異なる地方農林水産事務所となることがあり、各農林水産事務所により対応が異なるため、整理しにくい状況です。

居住地とほ場が異なる市町村である農業者が認定農業者・認定新規就農者の認定や各補助金、資金等の活用を行う場合、居住地またはほ場どちらの市町村で事業実施を行っているかについて、下記のとおりご教示ください。

（１）①認定農業者等の認定（いづれか選択）

ア、居住自治体

イ、ほ場の存在する自治体

参考となる意見等

（２）②補助金や資金等の事業実施（いづれか選択）

ア、居住自治体

イ、ほ場の存在する自治体

参考となる意見等

議題２　高騰する生産資材（肥料・飼料等）への市独自の支援策について

（愛西市提出）

【要旨】肥料原料の輸入価格が過去最高に近い水準で推移しており、燃油価格の高騰や円安により、農業者を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にある。

このような中、市独自の支援策として、どのような取り組みを実施または検討しているかご教示ください。

（１）実施している取り組みについて

（２）今後検討している取り組みについて

議題３　農地取得に係る下限面積要件の例外規定について（愛西市提出）

【要旨】農地の権利を取得する際、権利取得後の農地の経営面積が下限面積に足りない場合は、原則として許可されないが、例外規定により下限面積未満で許可した事例があればご教示ください。

（※具体的には農地法施行令第２条第３項第１号「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものであると認められること。」の規定に基づき許可した案件の作物と耕作面積。）

（１）許可した事例があるか。

（２）（ある場合）具体的な事例についてご教示ください。